

## 一般研究集会（課題番号：28K-06）

集会名： 集中豪雨に際して行政機関が採るべき洪水リスク対応手法の法的伝統とその革新  
——災害（リスク）情報の伝達・共有，及び「創生」の視点に基づく学際的検討を踏まえて——

研究代表者： 重本達哉

所属機関名： 大阪市立大学大学院法学研究科

所内担当者名： 堀 智晴

開催日： 平成28年12月8日

開催場所： 京都大学宇治おうばくプラザ

参加者数： 22名（所外12名，所内10名）

- ・大学院生の参加状況： 3名（修士3名）（内数）
- ・大学院生の参加形態 [運営補助]

研究及び教育への波及効果について

災害リスク情報の伝達・共有を中心とした洪水リスク対応に関する技術的・法制度的な諸課題を整理・共有することができ、総合的な洪水リスクマネジメント施策の実装戦略やそのために必要とされる災害リスク情報を明らかにするための学際的研究を進めるための礎を構築することができた。

研究集会報告

### （1）目的

本研究集会は、行政機関の伝統的な洪水リスク対応手法である避難勧告等について、極端気象災害、特に近年とみに注目されている集中豪雨に伴う洪水に係る避難勧告を主な検討素材とし、水工学上の水害避難行動モデル・洪水リスクマネジメント等に係る最新の知見を活かしながら、かつ、災害（リスク）情報の「創生」手段として新たに位置付けながら、集中的・学際的に討議することにより、それらの実効的な姿を再検討するものである。

### （2）成果のまとめ

自由主義的観点等に基づく伝統的な行政法学的検討すら依然不十分な状況にあった避難勧告・指示という行政機関の伝統的な洪水リスク対応手法について多角的な検討・議論を行った。その結果、当該手法が持つ災害（リスク）情報の伝達・共有手段としての側面を明らかにした上で、当該手法について、災害（リスク）の存否・範囲等を行政機関が特定・作出する手段として、すなわち、上記情報を「創生」する手段として新たに位置付けることを通じて、当該手法の法的問題点を革新的に洗い出せることを確認するとともに、自然科学的見地からも実効的と言える当該手法のあるべき姿についての考察を行った。これらの結果を踏まえることによって、現行法制上当該手法に後続し得る退去命令その他関連手法の要件・手続、ひいてはそれらの作為義務についてまで精緻に検討することがより容易となったと考えられる。

### （3）プログラム

10:00 開会

10:05 - 10:15 災害情報，災害対応の現状と課題：行政法的観点からの問題意識  
重本達哉（大阪市立大学大学院法学研究科）

10:15 - 10:25 災害情報，災害対応の現状と課題：水工学的観点からの問題意識  
堀 智晴（京都大学防災研究所・附属水資源環境研究センター）

10:30 - 11:30 滋賀県流域治水の推進に関する条例制定の歩みとその後  
一伊達哲（滋賀県流域政策局）

- 11:30 - 12:15 フランスにおける自然災害リスク回避のための土地収用制度の改革  
福重さと子（北九州市立大学法学部）
- 13:15 - 14:15 早期警戒のための大雨・洪水リスク情報のあり方  
辻本浩史（京都大学防災研究所・気象水文リスク情報〔日本気象協会〕研究分野）
- 14:15 - 15:00 集中豪雨に際して行政機関が採るべき洪水リスク対応手法の法的伝統とその革新  
重本達哉（大阪市立大学大学院法学研究科）
- 15:20 - 16:05 アメリカにおける洪水対策と損害賠償  
近藤卓也（北九州市立大学法学部）
- 16:05 - 16:50 気象水文予測情報を活用したダム貯水池操作  
野原大督（京都大学防災研究所・附属水資源環境研究センター）
- 15:20 - 17:30 総合討論
- 17:30 閉会

#### （４）研究成果の公表

研究成果報告書を関連分野の研究者実務者に対して送付し、研究成果の周知を実施している。